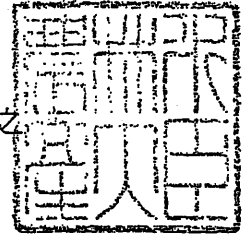




15消安第3367号
平成15年11月11日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

農林水産大臣 亀井 善之



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第5号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

豚由来たん白質等の飼料利用に係る飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項に規定する飼料の基準・規格の改正について

(別紙)

1 経緯

- (1) ほ乳動物由来たん白質の飼料利用については、BSEの感染経路を遮断するため、平成13年10月15日以降飼料安全法に基づく成分規格等省令により禁止しているところである。
- (2) ほ乳動物由来たん白質のうち、豚(又は馬)由来の肉骨粉、蒸製骨粉、加水分解たん白(以下「豚肉骨粉等」という。)については、そのもの自体はBSEの感染源とはならないものの、原料の収集・製造段階で反すう動物由来肉骨粉等が混入する可能性があることから、飼料への利用が禁止されてきたところである。
- (3) 平成14年9月に開催されたBSE技術検討会において、豚肉骨粉等がBSEの感染原因とならず、その飼料利用は問題とはならないが、その利用に当たっては反すう動物由来肉骨粉等の混入防止が確実に行われることが必要とされた。

2 改正の概要

- (1) 豚肉骨粉等のうち、反すう動物由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程であることについて農林水産大臣の確認を受けた工程で製造されたもの(以下「確認済豚肉骨粉等」という。)については、豚、鶏、養魚用飼料として利用することを認めること。(別添)
また、既に飼料利用可能な動物由来たん白質(大臣確認を受けた豚由来の血粉及び血しょうたん白、チキンミール、魚介類由来たん白質等)と確認済豚肉骨粉等の原料を混合して製造された動物由来たん白質についても、豚、鶏、養魚用飼料として利用することを認めること。
- (2) 家きん由来たん白質については、既に飼料利用が認められている大臣確認済のチキンミール、フェザーミール、血粉及び血しょうたん白に加えて、農林水産大臣の確認を受けた工程で製造された蒸製骨粉及び加水分解たん白についても、豚、鶏、養魚用飼料として利用することを認めること。
- (3) 上記(1)及び(2)の飼料については、誤用・流用を防止する観点から、牛等の飼料に混入しないよう保存するとともに、使用上及び保存上の注意事項を表示すること等を義務づけること。


(リスク管理の概要は別添参照)

肉骨粉等の取扱い（概念図）

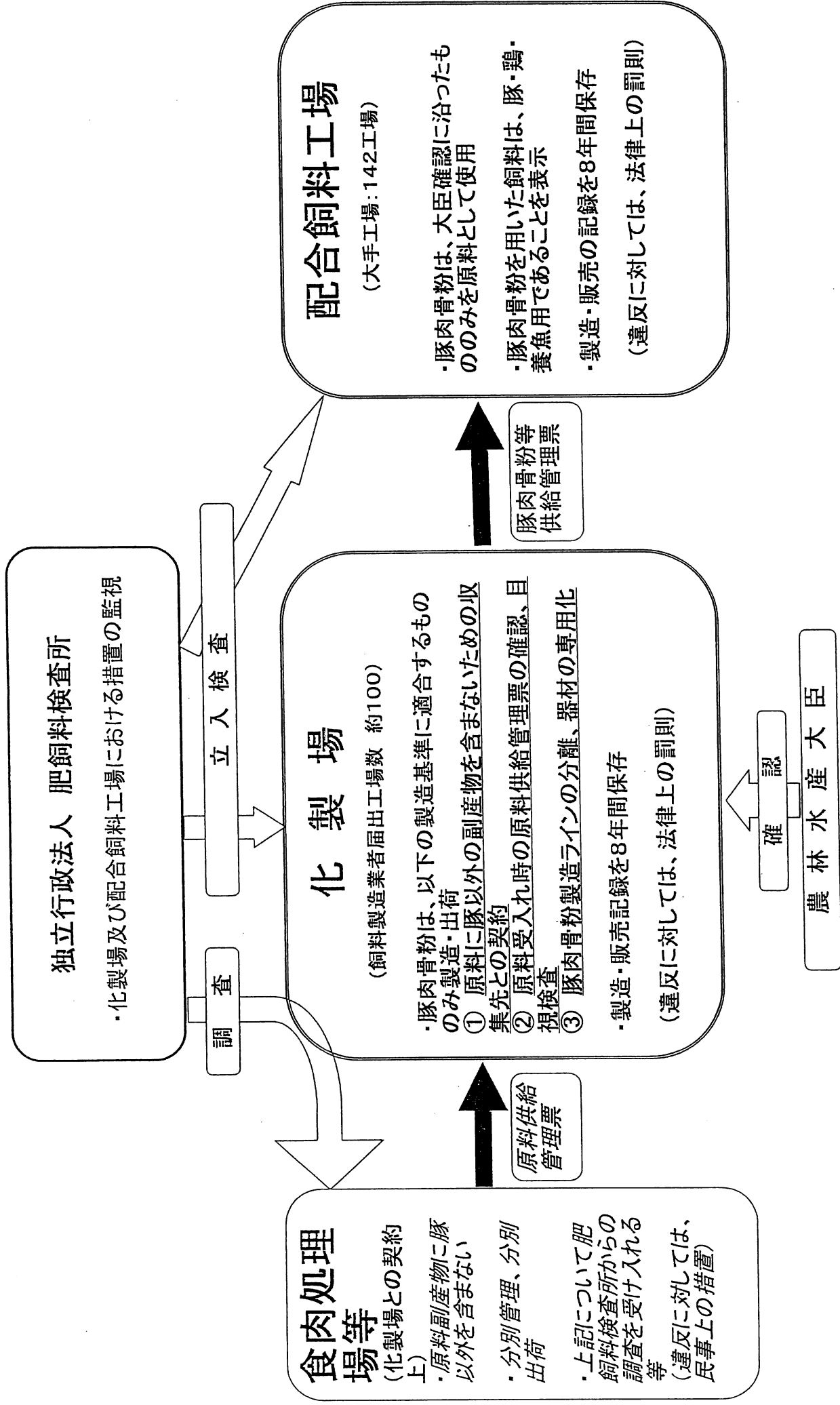
用途 由来動物		飼料		
		鶏用	豚用	牛用
牛	肉骨粉類 (血粉等含む) 蒸製骨粉類	×	×	×
豚	肉骨粉類 血粉 血しょうたん白 加水分解たん白 蒸製骨粉類	○ (大臣確認されたもののみ)	○ (大臣確認されたもののみ)	×
鶏	フェザーミール、 チキンミール等 血粉 血しょうたん白 加水分解たん白 蒸製骨粉類	○ (大臣確認されたもののみ)	○ (大臣確認されたもののみ)	×

○：飼料利用禁止の解除

×：飼料利用禁止を継続

 が今回解除部分

豚肉骨粉等の確認措置



独立行政法人 肥飼料検査所

・化製場及び配合飼料工場における措置の監視

調査

立入検査

食肉処理場等

(化製場との契約
・原料副産物に豚以外を含まない
・分別管理、分別出荷
・上記について肥飼料検査所からの調査を受け入れる
(違反に対しては、民事上の措置)

化製場

(飼料製造業者届出工場数 約100)

・豚肉骨粉は、以下の製造基準に適合するもののみ製造・出荷
① 原料に豚以外の副産物を含まないための収集先との契約
② 原料受入れ時の原料供給管理票の確認、目視検査
③ 豚肉骨粉製造ラインの分離、器材の専用化

・製造・販売記録を8年間保存
(違反に対しては、法律上の罰則)

原料供給
管理票

豚肉骨粉等
供給管理票

配合飼料工場

(大手工場: 142工場)

・豚肉骨粉は、大臣確認に沿ったもののみを原料として使用
・豚肉骨粉を用いた飼料は、豚・鶏・養魚用であることを表示
・製造・販売の記録を8年間保存
(違反に対しては、法律上の罰則)

確認

農林水産大臣